

入 札 説 明 書

入札については、入札公告によるほか、この入札説明書により取り扱うものとする。

1 入札に付する事項

入札公告の 1 に掲げるとおり

2 入札参加資格

入札公告の 2 に掲げるとおり

3 入札参加資格の確認

入札公告の 4（3）に掲げるとおり

4 仕様書等についての質問

（1）仕様書等について質問がある場合には、質問事項を記載した書面を令和 7 年 9 月 2 日（火）までの受付時間中に、入札公告の 3（5）に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。なお、質問事項を記載した書面においては、質問者を特定できる内容を記載しないこと。

（2）（1）の質問に対する回答は、令和 7 年 9 月 9 日（火）から令和 7 年 9 月 16 日（火）まで、第 54 回全国林業後継者大会愛媛県実行委員会のホームページ (<https://www.pref.ehime.jp/page/109585.html>) において公表する。

5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札公告の 4（2）に掲げるとおり

6 入札及び開札に関する事項

（1）入札

ア 入札参加者又はその代理人は、愛媛県会計規則、契約書（案）、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。

イ 入札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとし、郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

エ 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ

消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

オ 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。

カ 入札書は、封入のうえ提出すること。

キ 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

ク 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書及び委任状の返還、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

ケ 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。

(2) 開札

ア 入札公告等により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。

イ 開札の日時及び場所は入札公告の 3（1）及び（2）に掲げるとおり

ウ 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

エ 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に係るのある職員（以下「入札関係職員」という。）及びウの立会職員以外の者は入室することができない。

オ 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場できない。

カ 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。

キ 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。

- ・ 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- ・ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者

ク 入札参加者又はその代理人は、本件委託業務に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。

ケ 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

7 留意事項

(1) 契約書

ア 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内(土日、祝日は含まない。)に契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

ウ 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(2) 支払条件

概算払、前金払、部分払とも行わない。

(3) その他

落札決定後、委託契約の締結までの間に、当該落札者が入札公告の2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは受注者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。